

世田谷区環境基本計画

案

(概要版)

世 田 谷 区

第 1 章 計画策定の基本的事項

計画期間

本計画の計画期間は、2025 年度から 2030 年度までの 6 年間とします。

また、区の環境政策における理念、方針などについては、計画期間である 2030 年度までの向こう 6 年間やそれ以降の時期（2050 年）も見据えた方向性を示します。

計画期間については、下図のとおりです。

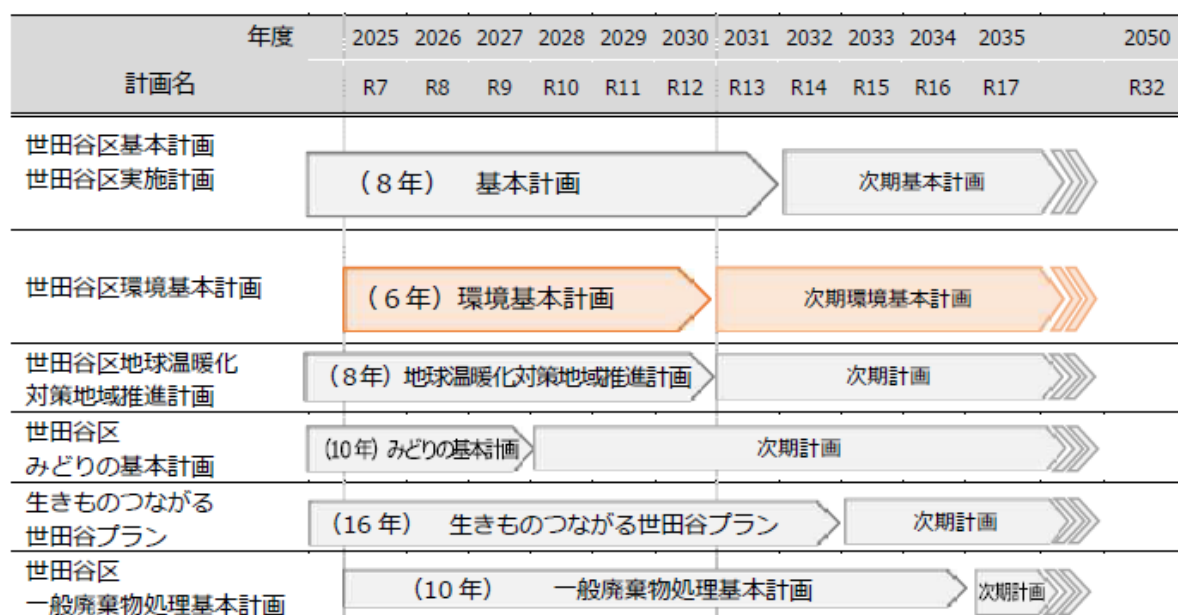


図 計画期間

位置づけ

本計画は、世田谷区環境基本条例第 7 条の規定に基づき、環境の保全等に関する施策を計画的に推進するために策定するものであり、環境の保全等に関する目標と方針等を定めるものとし、世田谷区環境基本条例第 8 条の規定に基づく「世田谷区環境行動指針」についてもこの計画に含めます。

第2章 計画策定の視点

動向

(1) 気候変動対策

2018年にIPCC（気候変動に関する政府間パネル）から、「(通称) 1.5℃特別報告書」が公表され、国や東京都においても、「2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ」や2030年度における温室効果ガスの新たな削減目標を掲げています。

(2) 生物多様性

2022年12月に、新たな生物多様性に関する世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、その達成に向けて、国では「生物多様性国家戦略 2023-2030」の中で、「2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現を目指し、東京都も、新たに策定した「東京都生物多様性地域戦略」では、2050年における東京のあるべき姿を示し、それに向けて2030年に達成すべき目標として、生物多様性を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現を掲げています。

(3) 資源循環

2024年に開催された第6回国連環境総会において、資源効率性・循環性を高める取組を強化し、このような相乗効果（シナジー）を推進する決議が採択されました。

国においては、2024年8月、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を国家戦略に位置付けた「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進が鍵となることが示されました。

「環境」の特徴

(1) 対象とする範囲が広く、問題が複合化している

「環境」が取り扱う課題は多岐に渡ることに加え、様々なレベルの課題が重層的に関連しています。

→異なるレベルの事象を総合的、複合的に捉え、関係性を明らかにし、対応していくことが求められます。

(2) 取り巻く状況の変化が速い

パリ協定後の気候変動対策に関する国際社会、国、都の動きをはじめ、近年の環境施策は、短期間のうちにアップデートが繰り返され、スピード感を増しています。

→状況の変化に合わせた柔軟的、弾力的な対応が求められます。

計画策定のねらい

〈前計画について〉

- ・自然、エネルギー、ライフスタイル、地域社会、生活環境の5つの基本目標を立てたうえで、方針、施策、区民・事業者の環境行動指針及び成果指標を設定し、取組みを進めてきました。
- ・分野ごとの個別計画との整合を重視し、取組みや成果指標等が分野ごとに細分化しており、取り巻く状況の変化に対する柔軟性や、施策どうしの連携を欠くことが課題として顕在化しています。

これまでの計画の構成が持つ課題や動向、「環境」の特徴を踏まえ、次の2点をねらいとして本計画を策定します。

●総合計画としての性格・位置づけの強化

変化の速い環境政策の動向を捉えつつ、いずれの分野にも明確に属さない課題や、新たな課題に対する即応性と柔軟性を高めるため、総合計画としての性格・位置づけを強化します。また、総合計画として「環境」の視点、理念や方向性を共有することで、全庁において環境施策の主流化を図ります。

環境基本計画と個別計画等との関係は、次のように整理します。

- ・環境基本計画では環境に関する各分野の施策の方向性を明示する。
- ・具体的な施策や事業、指標・進行管理は、世田谷区基本計画に基づく世田谷区実施計画、分野ごとの個別計画で行う。

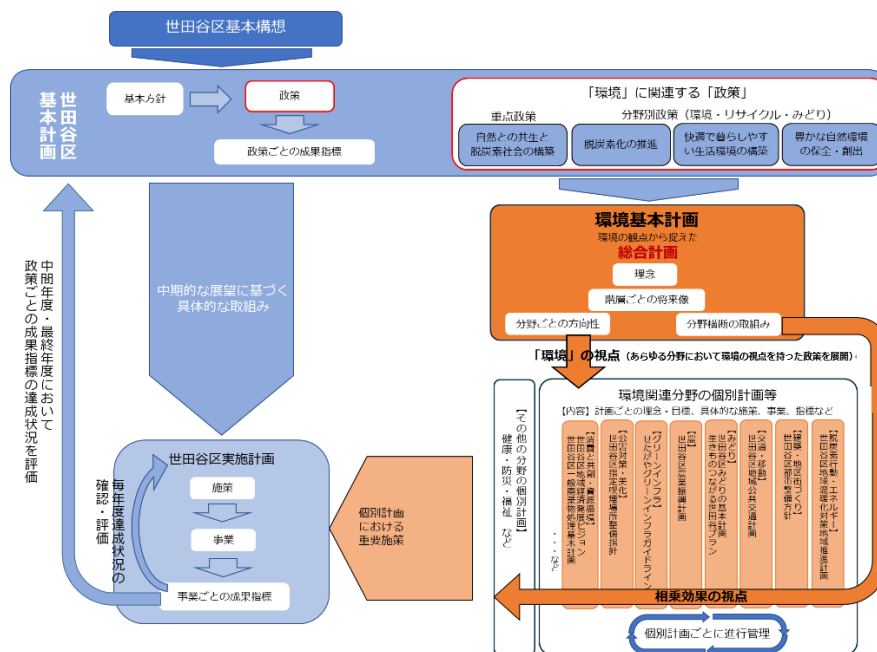


図 環境基本計画と個別計画との関係

●分野横断的な視点の強化

相乗効果を生む分野横断的な視点を強化し、取組みの方向性を示します。

第3章 基本方針

理念

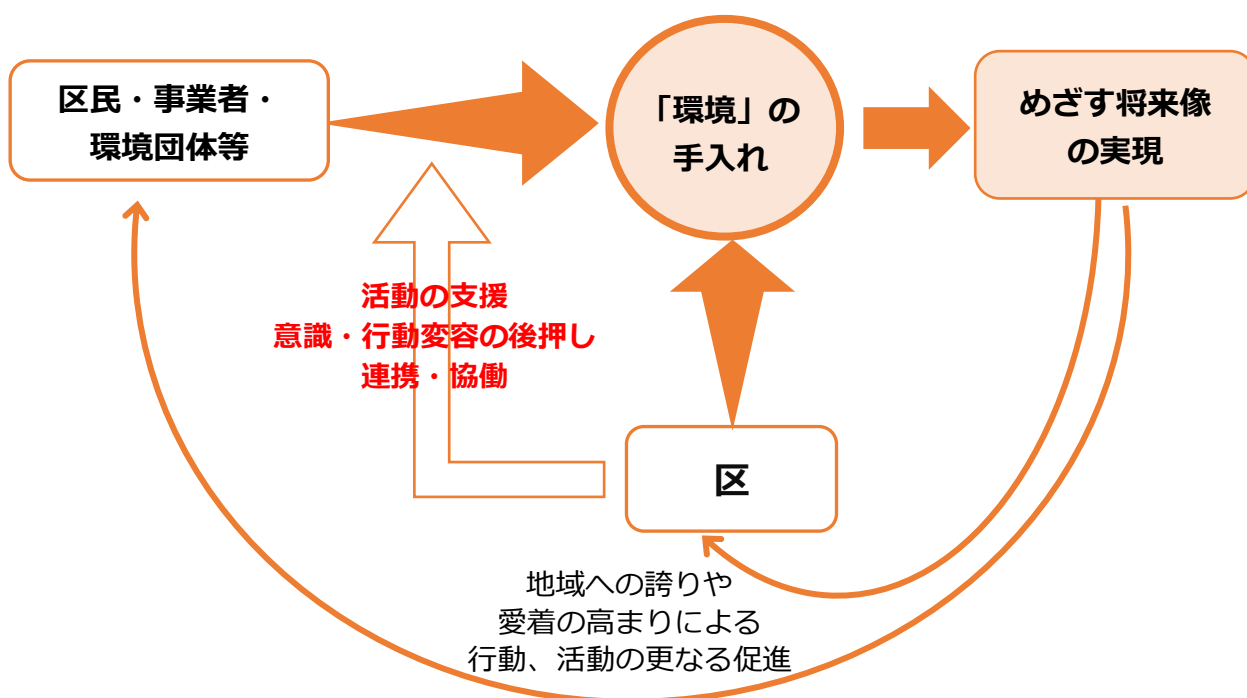
区民、事業者、NPO や町会などの地縁、趣味なども含めた区民による様々な集まりが、それぞれの立場で、あるいは集合的に、環境の「手入れ」を行い、将来にわたって良好な環境を保つ地域社会の実現。

人が「環境」の恩恵を一方的に受ける、さらには収奪を続けることにより、「環境」は危機的に悪化します。良好な「環境」を維持するためには、人の「手入れ」が必要です。

人々は、環境の恩恵をただ享受するだけでなく、それを保つために「手入れ」をすることで、はじめて「環境」の限界や回復力を知り、適正に利用し維持するために何をすればよいかを理解することができます。

また、地域社会で展開される様々な活動もまた、環境への「手入れ」につながる重要な区民の行動の一つです。地域社会における活動は、一人ひとりの意識や行動に働きかけ、加速させる役割も果たします。これらの「手入れ」により、めざす将来像の実現に近づき、世田谷の環境がより良くなるという実感は、人々の地域への誇りや愛着を高め、更なる行動、活動につながっていくことが期待されます。やがて、「環境は『手入れ』により保たれる」という価値観が広く共有されることで、自然環境や地球環境を保全するための、より大きな合意形成が図れるようになっていきます。

区は、この基本理念に則り、住民に最も身近な総合的な行政主体として環境政策を区の政策の主流に位置付け、全庁を挙げて役割を果たすとともに、各主体の取組みを後押しし、また連携や協働を進めてまいります。



【コラム】

せたがやライフスタイル ～2050年に向けたライフスタイルのアップデート～

一人ひとりの環境に配慮した行動、いわゆる「手入れ」は、良好な「環境」を維持することに加えて、人々の「環境」への理解を深めることにつながります。

「手入れ」は、省エネルギー、環境に配慮した製品やサービスの選択など、一人ひとりの生活の中での取組みから始まります。

このような「手入れ」を地域に暮らす人々が協力して実行したら、まちはどのように変化するのでしょうか？

例えば、国内においては、燃料となる薪や炭の原料となる木材を育成・採取ための薪炭林や採草地といった自然資源を地域の共有財産として人々が協力して利用・管理する取組みが古くから、行われてきました。

区内においても、まちかどの広場や花壇を地域住民が清掃、維持管理する取組みや、世田谷トラストまちづくりの支援によって地域住民が国分寺崖線の自然環境保全に取り組む活動が長く行われています。また、まちの風景は、道路などの公的領域、私的領域、その間にある境界領域の取組みが協働することで、より良いものとなっていきます。

日々の暮らしの中で省エネルギーや脱炭素を意識して行動する脱炭素型ライフスタイルも「手入れ」の一つです。成城地域においては、この「手入れ」を地域ぐるみの取組みに発展させ、住環境の向上を図りながら少ないエネルギーで快適な暮らしを実現する新たな試みが始まっています。

環境への「手入れ」は、暮らしやすいまちをつくっていく上で重要性を増しています。

「手入れ」は、区民だけが行うものではありません。区民、事業者、行政がそれぞれの立場で自ら取り組むものもあれば、区民、事業者、行政などが協力して取り組むものもあります。一人ひとりの環境への「手入れ」を様々な主体が協力して地域の取組みにつなげ、地域がより良くなることで一人ひとりの環境への「手入れ」がさらに進む、そのような循環を「せたがやライフスタイル」として広げていくことが今、求められています。

「世田谷区環境基本計画」では、様々な主体が関わる区内外の「手入れ」の例を紹介しています。ぜひご覧ください。

◇ウォークアブルなまちなかの形成 (p. 43)

◇世田谷ひとつぼみどりのススメ (p. 48)

◇グリーンインフラ (p. 55)

◇エシカル消費 (p. 60)

◇みどりの価値・機能の見える化 (p. 71)

◇川場村と世田谷区の“縁組協定”から広がった環境への取組み (p. 73)

◇産業の活性化と脱炭素 (p. 75)

◇祖師谷地区「子ども用品交換会」・砧地区「子ども服リサイクルマーケット」 (p. 77)

◇地域への関心を高め地域活動への参加につなげていくために (p. 81)

◇脱炭素地域づくり (p. 83)

◇「ナッジ」を活用した環境配慮行動の促進 (p. 86)

第4章 めざす将来像

区のめざす将来像として、前計画における「めざす環境像」を継承し、加えて、人のあらゆる活動の基盤となる「環境」を「地球環境」「自然環境」「生活環境」の3つの階層ごとに将来像を設定します。

前計画（世田谷区環境基本計画（後期））（抜粋）

自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる ～環境共生都市せたがや～

地球環境 地球温暖化や気候変動など、地球規模で認識される環境

地球温暖化などの地球環境全般に対して、一人ひとりの区民や事業者の行動が与える影響が広く認識されており、様々な場面で脱炭素型のライフスタイルやビジネススタイルが実践されています。また、住宅都市という特性を活かし、エネルギーを賢く利用し、持続可能な脱炭素型地域社会と、脱炭素な街づくりや移動システムの構築が実現しています。

自然環境 みどりや生きものなど、身近だが人の手のみで作りえない環境

区民や事業者が、自然との共生に向けた「手入れ」の取組みを通して、多様な生物に支えられた地球の生態系の健全性を保持する必要性を広く認識しています。都心に近く交通の利便な立地にありながら、人々がみどりや生きもの、農などから豊かな恵みを楽しみながら守ることに努め、自然の持つ様々な機能に支えられて、日々の暮らしや活動を送っています。

生活環境 きれいな大気、水、土壌やごみなど、日々の暮らしの中で最も密接に関わる環境

区民や事業者が安全かつ活発に社会・経済活動を行うための着実な基盤が築かれています。

そのうえで、一人ひとりがルールやマナーを守り、思いやりを持って生活を送ることで、やすらぎのある、暮らしやまちが創られています。また、限りある資源を有効に活用する循環型社会が構築されるとともに、人々と事業者は経済活動と消費生活を通じて、社会的課題の解決に向かっています。

第5章 分野ごとの方向性

階層ごとの将来像の実現に向けて取り組む必要がある分野を8つ設定し、それぞれの分野について、将来像（2050年頃を想定）の実現に向け、進めていく取組みの方向性（2030年頃までを想定）を示します。

※下記に記載の「現状・課題」「対応の方向性」は、本編より主なものを抜粋した。

脱炭素行動・エネルギー	
区民	<p>現状・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境への関心は高まっていますが、再エネ電力の切替えなど行動変容を伴う新しいライフスタイルへの転換が進んでいません。 ○ 住宅への再エネや省エネ設備の導入が進んでいません。 <p>対応の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 区民にとって魅力的で訴求力のある脱炭素型のライフスタイルモデルを提案します。 ◆ 脱炭素型ライフスタイルモデルによるCO₂削減効果、社会的意義、経済的メリットなどを見える化し、発信します。 ◆ 脱炭素型ライフスタイル転換の支援策は、多種多様かつ、分かりやすく、使いやすいメニューとします。また、利用者の立場に立って、時勢を捉えた内容・手続きとなるよう、適宜更新します。
	<p>現状・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 脱炭素経営に関するメリットや取り組まないリスクなどの経営上の重要性に関する理解が進んでいません。 ○ 脱炭素経営の取組み手法や補助金等の支援策に関する理解が進んでいません。 <p>対応の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業者のニーズや脱炭素型の経営を行う（あるいは行わない）理由や事柄を分析し、そこから導き出される仮説を基に、対策を進めていきます。 ◆ 事業者が脱炭素経営を進める重要性やメリット、取り組まないことによるリスクを理解・認識・習得するため、SNSなどのあらゆる媒体を活用した幅広い情報発信や具体的な講座の開催、金融機関などと連携した業種に合わせたきめ細かい周知など、幅広く普及啓発を進めます。
区役所	<p>現状・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 温室効果ガス総排出量の削減目標を達成するため、省エネルギーとエネルギーの脱炭素化を進める必要があります。 ○ 区の政策形成において、脱炭素の主流化が進んでいません。 <p>対応の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 区の脱炭素を進めるための考え方やあり方を整理し、ハード（公共施設整備等）ソフト（事業運営・実施等）の両面において、温室効果ガス排出量削減を、区の事務事業を行う上での基礎的な考え方として定着させます。 ◆ 事務事業、計画策定において、脱炭素の視点を取り入れて、事業を構築、実施します。また、事業評価においても、脱炭素の観点を含めた評価を行います。

建築・地区街づくり

現状・課題

- 新築の建築物については脱炭素化が進んでいく事が見込まれるが、既存建築物については対応が進んでいません。
- 自動車中心の道路環境となっています。

対応の方向性

- ◆ 既存建築物の改修がしやすい環境をつくるため、国の動向を踏まえ、都と連携し、エコ住宅補助金をはじめとする助成制度などの、支援策の充実を図ります。
- ◆ ウォークアブルな街づくりの効果を地域住民に発信するため、道路管理者等と連携し、公共空間を活用した社会実験などに取り組み、ハード面での取組みを推進していきます。

交通・移動

現状・課題

- 区内の自動車登録台数や交通量は全体として減少していますが、CO₂排出量は依然として大きい状況です。
- エネルギー効率に優れた次世代自動車の普及は進んでおり、2023年3月時点で、区における、次世代自動車の全車両台数に占める割合は約20%です。一方で、次世代自動車のうち、走行時にCO₂等のガスを出さないZEVの占める割合は約2%に留まっています。

対応の方向性

- ◆ 徒歩や自転車、公共交通機関による地域の移動、公共交通機関における省エネ車両等の導入を推進していくことにより、移動の脱炭素化の促進を図ります。
- ◆ ZEVの普及のため、国や都、事業者と連携して、EV充電設備の拡大を図るなど、区民ニーズを的確に捉えた普及策を進めていきます。

みどり

民有地

現状・課題

- 区内のみどり率は24.38%（2021年度）となり、過去5年では減少、15年程度では概ね横ばいとなっています。
- 各種支援策の新設拡充や啓発活動の充実により、区民等によるみどりの保全・創出を広めていく必要があります。

対応の方向性

- ◆ 緑化に係る各種助成制度について、対象範囲の拡大、助成メニューの拡充などにより、普及啓発を図ります。
- ◆ みどりの持つ多種多様な効果の見える化など、その機能を分かりやすく発信することで、みどりや生物多様性に関する認識の浸透を図ります。

公共用地（公園・緑地等）

現状・課題

- 人口増加により一人当たり公園緑地面積は伸び悩んでいます。
- 区内には公園が不足している地域が多くあります。また、箇所・規模・配置ともに偏りがあります。

対応の方向性

- ◆ 地域の特性や区民のニーズに応じた公園整備を進めます。
- ◆ 特に公園・緑地が少ない地域や防災面で公園が必要とされている地域、国分寺崖線保全重点地区等の位置付けがある地域などにおいて、土地の取得を計画に進めます。また、土地の取得にあたっては、国や都からの特定財源の確保に努めます。

農

現状・課題

- 経営農地は、宅地化の進行により減少傾向にあり、2019年度（84ha）から2023年度（76ha）の5年間では8ha減少しています。
- 都市農業における農業経営の強化を図り、農業の産業としての持続性を高めていく必要があります。
- 地域における農地や農業の意義や重要性について区民の理解を深めていく必要があります。

対応の方向性

- ◆ 農家への様々な事業や制度の周知を進め、事業や制度を活用する農家を増やし、農業経営の支援を進めます。
- ◆ ふれあい農園事業など、区民が「農」に触れ合える機会の創出、地域における農地や農業の意義や重要性の効果的な発信、フードドライブやフードバンクの取組と連携した規格外の農産物・余剰農産物の有効活用などにより、農業の振興と農地保全を後押しする機運を高めます。
- ◆ 農家自身での営農が難しくなるような場合について、都市農地貸借制度の活用などの検討を進め、事業者や住民が営農や農地の手入れに携わることで、農地保全につなげていきます。

グリーンインフラ

現状・課題

- グリーンインフラや助成制度に関する区民や事業者の認知度が低い状況です。
- グリーンインフラの概念や効果などを区として取りまとめ、区民や事業者等にわかりやすく示し理解してもらい、行動変容を促していく必要があります。
- 国や東京都などと連携して取組みを進めていく必要があります。

対応の方向性

- ◆ 「自然環境が持つ様々な機能を目的に応じて積極的かつ有効に活用することで、安全で快適な都市の環境を守り、街の魅力を高める社会基盤や考え方」であるグリーンインフラをまとめたガイドラインにより、取組みや効果をわかりやすく提示します。
- ◆ 国や都などと連携して公共施設整備等において取組みを進めるとともに、民有地におけるグリーンインフラの取組みについて支援を進めていきます。

公害対策・美化

現状・課題

- 生活騒音やにおいなど、生活の中で相互に影響する事象において、区への通報が増えており、電磁波など新たな項目での意見も寄せられています。
- 公共空間においても、個人マナーに起因する問題についての意見が寄せられています。
- 喫煙マナーについては、指定喫煙場所を増やすとともに、様々なマナー向上のための普及啓発を行っていますが、依然としてたばこマナーに関する区民満足度は5割以下で、区への苦情も多い状況です。

対応の方向性

- ◆ 低周波問題やPFASなどの近年顕在化している問題に対しては、問題ごとに実態把握、要因分析を行い、科学的・客観的なエビデンスを蓄積するとともに、国や都、関係機関とも連携し、対策に努めます。
- ◆ 個人の価値観が多様化する中で、それぞれが暮らしやすい公共空間を保つために求められるマナーやルールを、イベントやSNSなど複合的な手段を通じて、周知啓発していきます。その上で、住民一人ひとりが生活環境を手入れしていくことができるよう、住民参加型の取組みなどを通じて自分ごと化する取組みを進めます。
- ◆ 区及び民間による指定喫煙場所の整備拡充、周知啓発や巡回指導の強化により、非喫煙者の受動喫煙防止に努めます。

現状・課題

- 国では、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄による一方通行型の経済活動から、資源投入量・消費量を抑え、ストックを有効活用して付加価値を生み出す「循環型経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を目指しています。地域での再生可能資源を可能な限り循環させ、活用し、生産から廃棄までのライフサイクルの各段階において、資源循環を徹底することで、廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減を図り、持続可能な地域社会づくりを推進します。
- ICT化の進展など社会経済情勢の変化や区民のライフスタイルの変化への対応が必要となっています。
- エシカル消費に関する区民の認知度が低い一方で、関心があっても消費行動の変容に結びついていません。

対応の方向性

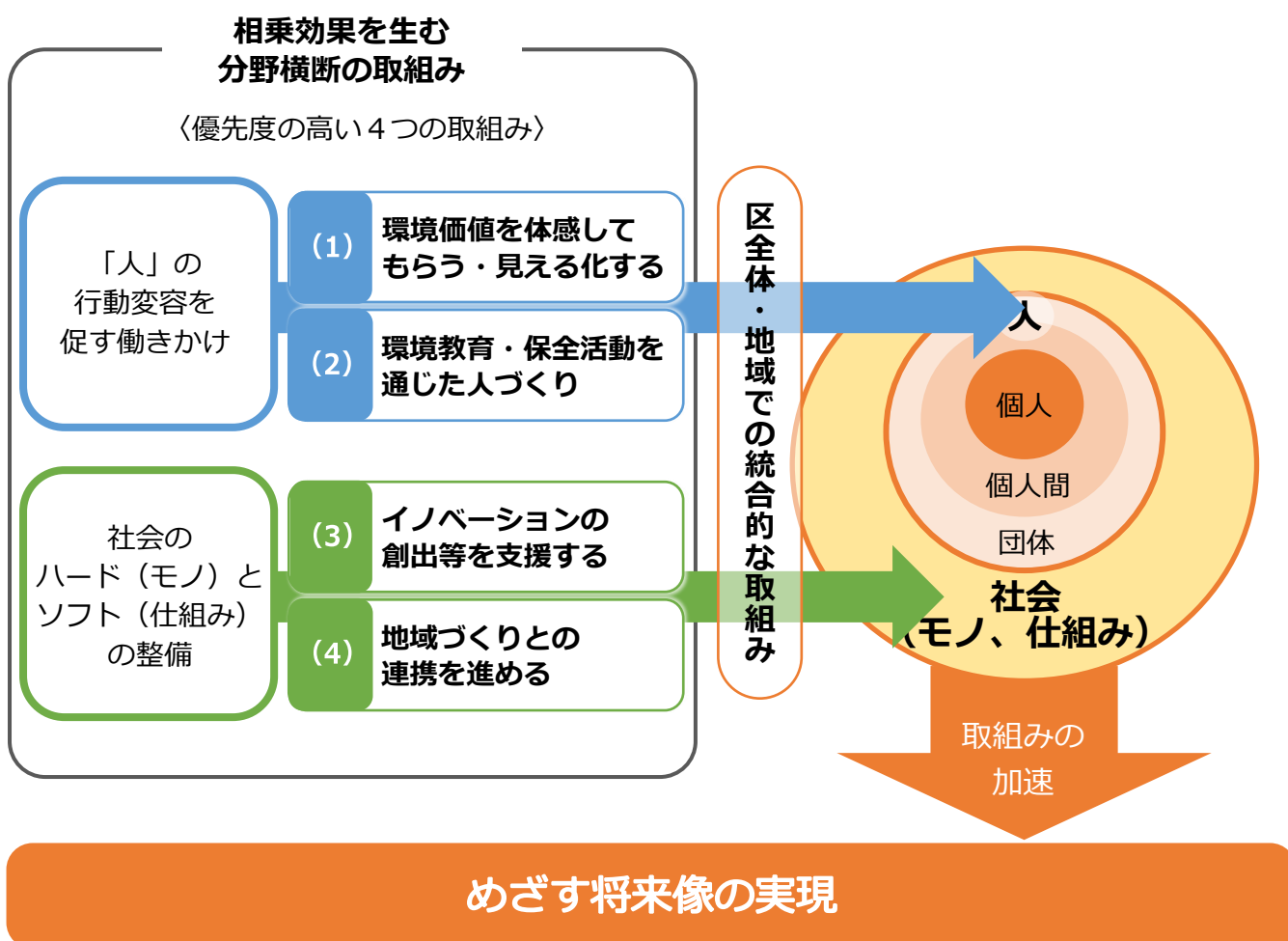
- ◆ プラスチックの分別収集の検討やそれに先立つプラスチック発生抑制などを強化し、資源循環型社会の実現に向けた取組みを進めます。
- ◆ 民間事業者と連携して衣類などの資源循環に関する実証などに取組み、地域内での資源循環を促進していきます。
- ◆ 気候変動対策等と連携し、組織横断的な相乗効果の高い資源循環の啓発事業を展開します。
- ◆ 有料ごみ処理のキャッシュレス決済などについて導入を検討し、デジタル技術を活用した区民の利便性の向上や効率的・安定的な収集体制の構築に努めます。
- ◆ 生産・流通・販売に関わる事業者、商店街、消費者団体等による、環境に配慮した製品、サービスの共創や、エシカル消費を実践できる環境整備等による消費行動の変容、事業者におけるエシカル意識の醸成、シェアリングエコノミーの普及などを図ります。

第6章 分野横断の取組み

めざす将来像の実現に向け、一人ひとりの行動変容を促していくことは、各分野を横断する共通の課題です。

行動変容を促していくためには、一人ひとりの環境に対する意識を醸成し、自分ごと化していく（当事者意識を育む）こと、その上で意識を行動につなげていくことが必要です。そのためのアプローチとして、個々の人に直接働きかけ、意識醸成と行動を促していくとともに、人々が環境に配慮したより良い選択を後押しする社会を築いていくことが重要です。

このような観点から、分野横断の取組みは、取組みを担う人（個人や団体（事業者を含む））の行動変容を促す働きかけと、人（個人や団体（事業者を含む））の活動の場である社会のハード（モノ）とソフト（仕組み）の整備に着目します。その内、特に相乗効果が期待できる優先度の高い取組みとして、前者においては「環境価値を体感してもらう・見える化する」「環境教育・保全活動を通じた人づくり」を軸に、後者においては「イノベーションの創出等を支援する」「地域づくりとの連携を進める」を軸に取組みを進めていきます。



【具体的な取組み例】

(1) 環境価値を体感してもらう・見える化する

①環境価値を体感してもらう

- 健康村里山自然学校 教育 × 脱炭素行動・エネルギー × みどり × 農
- 体験型農業事業の実施 教育 × みどり × 農
- みどりの公共・公益施設づくり 地域コミュニティ × 脱炭素行動・エネルギー × 建築・地区街づくり × みどり
- 区民がふれあえる河川・水辺の維持管理 地域コミュニティ × 脱炭素行動・エネルギー × 建築・地区街づくり × みどり
- 民有地のみどりづくり 地域コミュニティ × 脱炭素行動・エネルギー × 建築・地区街づくり × みどり
- 川場移動教室 子ども子育て × 教育 × 脱炭素行動・エネルギー × みどり

②環境価値を見える化する

- エコ住宅における多面的な効果の見える化 防災 × 健康 × 脱炭素行動・エネルギー
- 環境共生住宅 健康 × 脱炭素行動・エネルギー × 建築・地区街づくり × みどり × グリーンインフラ
- 生物多様性の見える化 教育 × みどり
- みどりの見える化 教育 × みどり
- グリーンインフラ施設の効果の見える化 防災 × みどり × グリーンインフラ

(2) 環境教育・保全活動を通じた人づくり

- 気候危機を担う次世代の人材育成 教育 × 脱炭素行動・エネルギー
- 消費に関する講座の実施 教育 × 脱炭素行動・エネルギー × 消費と共創・資源循環
- ごみに関する環境教育・環境学習の実施 教育 × 脱炭素行動・エネルギー × 消費と共創・資源循環
- みどり・生物多様性保全に関わる人材育成 教育 × 地域コミュニティ × みどり
- みどり・生物多様性に関わる体験・学習機会の拡充 教育 × 子ども子育て × 地域コミュニティ × みどり
- グリーンインフラ実践者の育成 防災 × 教育 × みどり × グリーンインフラ

(3) イノベーションの創出等を支援する

- 環境分野における産業の育成推進 産業 × 脱炭素行動・エネルギー × 消費と共創・資源循環
- 「脱炭素地域づくり」における実証事業
産業 × 地域コミュニティ × 脱炭素行動・エネルギー × 建築・地区街づくり
- スタートアップやベンチャーの支援 産業 × 脱炭素行動・エネルギー × 消費と共創・資源循環

(4) 地域づくりとの連携を進める

- 脱炭素地域づくり 地域コミュニティ × 脱炭素行動・エネルギー × 建築・地区街づくり
- 区内一斉清掃活動「せたがやクリーンアップ作戦」 地域コミュニティ × 公害対策・美化
- ウォーカブルなまちづくり 健康 × 脱炭素行動・エネルギー × 交通・移動 × 建築・地区街づくり
- 歩行者・自転車を主役とした交通の促進 健康 × 脱炭素行動・エネルギー × 交通・移動

第7章 計画の推進

実現に向けて

区は、環境に関する自らの取組みを加速するとともに、区民や事業者などの各主体が「手入れ」を意識した行動を実践することを後押しするため、様々な取組みを進めていきます。

(1) 区民等と環境との関係性の再構築

良好な環境を維持するための「手入れ」を行っていくため、「人」が周囲の「環境」を意識し、主体的な行動を生み、環境が向上し、そのことを意識することでさらなる行動につながっていくという好循環を生み出していきます。

地域と個人のつながりの構築

- ◆ 地域の情報を知る機会や地域を意識する機会を創出し、区民等の地域への愛着や帰属意識の向上につなげます。
- ◆ 時間がない場合や、様々な事情があっても参加できる方法、活動への入口の明確化、既存の地域活動を活かした多義性のある参加の場づくりなどにより、区民等の地域活動への参加のハードルの解消を図ります。
- ◆ 地域で活動を行う団体が、広く区民等に開かれた活動をする事ができるように、団体への支援を検討します。

地域特性に応じたアプローチ

- ◆ 環境に関連する地域特性や地域資源を把握し、区の施策に活かします。
- ◆ 環境に関わる地域の課題を共有し、方針にテーマとして「環境」を入れ込むなど、地区街づくりと環境との融合を図ります。

あらゆる主体との連携・協働

- ◆ 町会などの地縁団体や環境団体など、これまで連携をしてきた団体と行政が双方にとって有益な関係となる連携・協働に取り組みます。
- ◆ 大学、地域・環境の課題に取り組む企業、NPO、その他様々な主体との連携・協働を進めます。
- ◆ 区と地域の間にとって様々な活動を支援するまちづくりセンター、外郭団体等の中間支援組織と連携・協力し、団体をはじめとした様々な主体同士のつながりを図ります。

効果的な普及啓発

- ◆ 区民等の関心、活動ニーズを捉えた情報発信、PRに取り組みます。
- ◆ 多様性に配慮し、様々な媒体や手法の活用を進めます。
- ◆ 区民等の取組み、活動の成果を可視化し、発信していきます。

(2) 区民等をバックアップする区の推進体制の構築

環境施策の推進にあたっては、区が組織として有している人員や財源、情報などのリソースについて、区政運営全般の中で割り当てられた分を適切に活用して進めてきています。今後、人口減少による税収減や職員確保難などが想定される中で、本計画の将来像の実現を図るための潤沢なリソースを確保していくことは難しいことから、区政全般における課題や人員・財源、取り巻く状況の変化等を踏まえ、より一層リソースを最大限に活用していくとともに、区民や事業者などの外部とも連携をしながらバックアップし取組みの検証を行っていくことで、環境分野における施策効果の最大化を目指していきます。

環境施策への庁内の理解醸成

- ◆ 環境施策全般について庁内全体の理解を得るため、環境政策部から庁内に向けた情報発信・PRを推進します。
- ◆ 事務事業の実施において、環境コストを基礎的な事業コストとして認識し、環境に関する取組みを実装していくように促します。

デジタル化・情報技術の活用による業務の効率化

- ◆ 政策形成における様々なツールの導入・活用促進など、DX化のさらなる推進に努めます。
- ◆ 施策の検討や評価における分析ツールの導入・活用促進などを通じ、EBPM（エビデンスに基づく政策立案）につながる様々な「情報」のさらなる活用に努めます。

柔軟な組織・事業運営

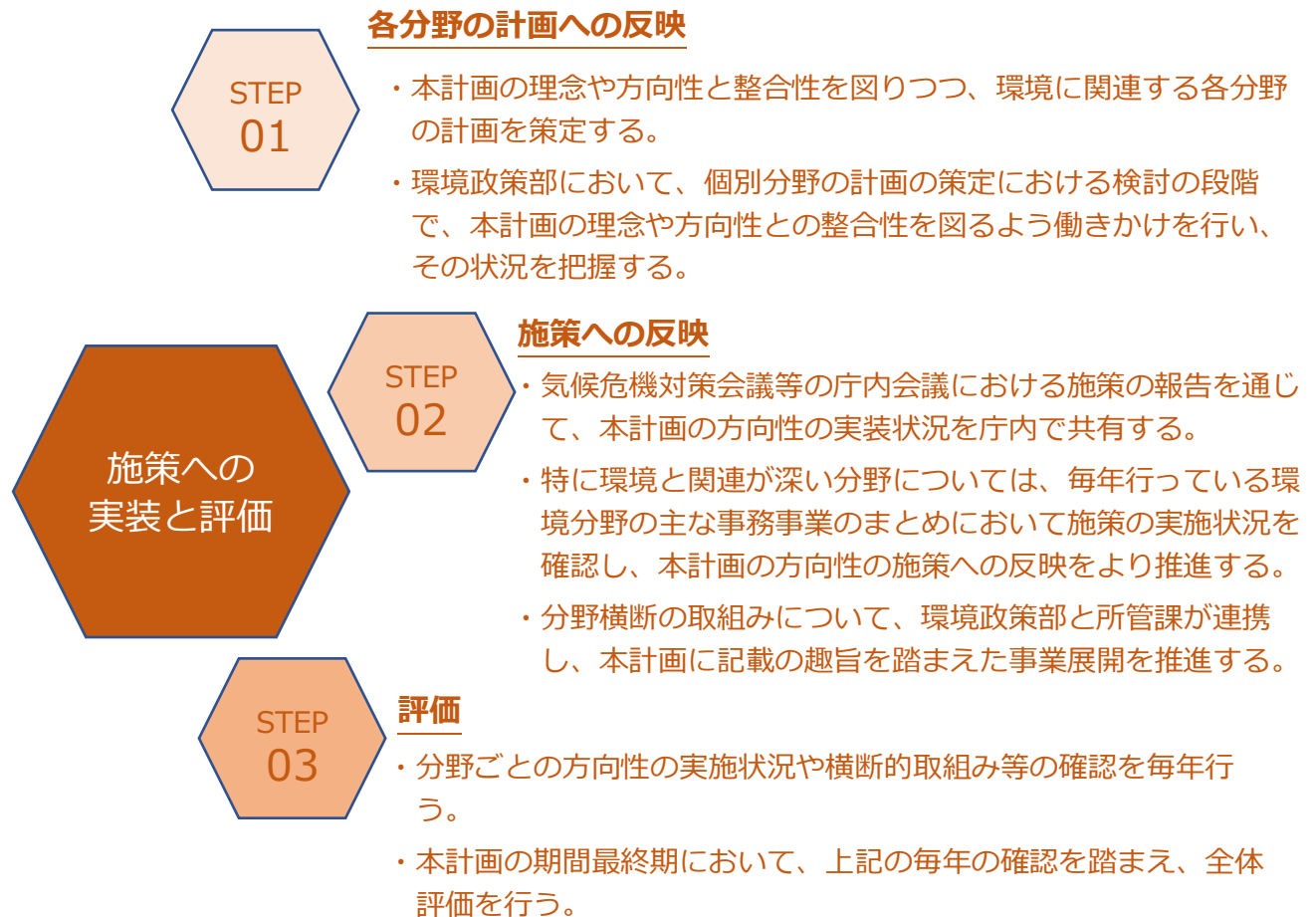
- ◆ 各部署がそれぞれ責任を持って業務に取り組む一方で、課題や施策テーマごとの柔軟なプロジェクトチームの組成などにより、「縦割り」の弊害のない、柔軟に連携する体制構築を進めます。
- ◆ 環境政策に関心のある職員を庁内で募集し、人材活用を進めます。
- ◆ 様々なプロジェクトの組成と試行錯誤（実証・スモールスタート・検証・反映・修正・トライアンドエラーなど）に取り組めます。

先進的な知見を有する外部機関との連携

- ◆ 区が保有する情報のオープンデータ化を進めます。
- ◆ 外部機関との連携による相乗効果を高めていくため、大学や事業者等が区のリソースを活用できる仕組みの構築、行政手続きの迅速化を進めます。
- ◆ 行政課題や社会的課題について積極的に発信し、外部機関の提案を募ります。
- ◆ 専門的知見を有する人材や地域人材等の副業採用など、外部の専門人材の活用を進めます。
- ◆ 専門的知見の習得につながる講習や地域活動への参加など、区職員の積極的な外部との交流を奨励します。

施策の実装と評価

「第2章 計画策定の視点」の「3 計画策定のねらい」に示したように、本計画は「環境」の総合計画として策定するものであり、具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において進めていきますが、本計画において示した分野ごとの方向性を、以下の通り各分野の計画や施策へ反映し、それらの結果を踏まえたうえで、本計画の評価を行います。



●環境審議会

- ・本計画に関連する分野の施策の実施状況等を適宜「環境審議会」に報告し、意見や提案に対して、施策への反映を検討します。
- ・環境政策部において評価した本計画を「環境審議会」へ報告し、次期計画策定に向けて審議します。

●庁内プラットフォーム

- ・本計画において示した理念や方向性などを分野ごとの計画や施策へ反映し、分野横断の取組みを推進するため、関係所管により構成される庁内連携プラットフォームを構築します。